

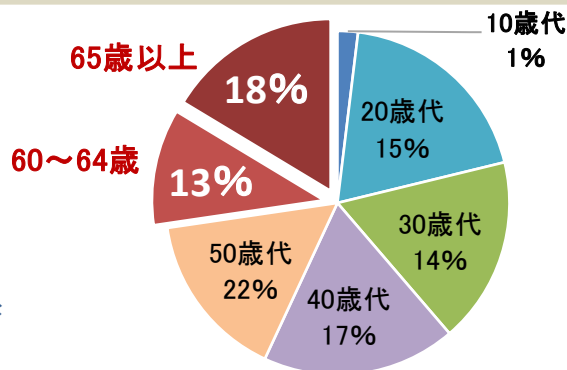


「シニア専用求人」

ハローワーク笠岡に求職登録中の方のうち
60歳以上の方は全体の約31%、約3人に1人になり、
年代層の中では最も高い割合を占めています。特に近年
では65歳以上の方が多くなっています。

60歳以上の求職者の方には、現役を引退した後も引き
続き社会貢献したい方、体力的に無理の無い範囲で働き
たい方等、就労意欲の高い方が多く登録されています。

これまでの求人募集にプラスして**60歳以上の方を対象**
とした「シニア専用求人」を追加し、意欲あるシニア層
の採用をぜひご検討ください。



令和6年度ハローワーク笠岡
管内の年齢別新規求職者数の割合

高齢者雇用のメリット

労働力確保に！

- 少子高齢化が進み労働力不足が問題視されている中、高齢者を
即戦力として雇うことで会社の底上げにつながります。

意欲あります！

- 多くの高齢者は定年を超えても働きたいという意欲があります。周りの
モチベーションを上げ、職場の活性化を図ることができます。

国の助成金制度 の対象！

- ハローワークの紹介で離職中の60歳以上の求職者を採用した場合に
「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)」が活用できます。

※ 裏面をご確認ください。

シニア専用求人のお申込みにあたって

シニア対象求人の求人条件緩和をご検討ください

- 60歳以上の求職者の方の中には、短時間や少日数勤務といったパート希望の方が多くおられます。
一方でフルタイム勤務可能な方もおられ、ニーズは様々です。就業時間や勤務日数、仕事の内容等について「相談に応じます」といった内容にすることで、求職者も安心して応募しやすくなります。
- シニア専用求人の年齢欄は「60歳以上」、「65歳以上」等と表示します。この場合、「60歳以上の高年齢者に限定して募集・採用する場合」等として年齢制限を設けることが可能です。

お申込みは簡単！ 求人担当者へご連絡ください

- 求人者マイページを利用してこれまでに申し込み済の求人内容と同じ職種でシニア専用求人
を申し込む場合は、年齢条件を「60歳以上」、「65歳以上」等としてください。ご不明な場合は
お電話等でご相談ください。
- 求人条件の変更や他の職種を募集する場合にも、求人担当者へお気軽にご相談ください。

雇用関係の助成金について

▶ 60歳以上の高年齢者をハローワークの紹介で雇用した場合

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

高年齢者（60歳以上）、障害者、母子家庭の母などの就職困難者をハローワーク等※の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します。他にも支給要件があります。

詳しくは、厚生労働省助成金ホームページをご確認ください。

※ ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者



【支給額】 対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が支給対象期（6ヶ月）毎に支給されます。

	対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象機ごとの支給額
短時間労働者以外	① 高年齢者（60歳以上）、 母子家庭の母等、ウクライナ難民など	60万円 (50万円)	1年	30万円×2期 (25万円×2期)
	② 身体・知的障害者	120万円 (50万円)	2年 (1年)	30万円×4期 (25万円×2期)
	③ 重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者	240万円 (100万円)	3年 (1年6ヶ月)	40万円×6期 (33万円×3期) ※第3期の支給額は34万円
短時間労働者	① 高年齢者（60歳以上）、 母子家庭の母等、ウクライナ難民など	40万円 (30万円)	1年	20万円×2期 (15万円×2期)
	②③ 障害者	80万円 (30万円)	2年 (1年)	20万円×4期 (15万円×2期)

※ ①の対象労働者区分には、これ以外にも「父子家庭の父」「中国残留邦人等永住帰国者」「北朝鮮帰国被害者等」「認定駐留軍関係離職者（45歳以上）」「アイヌの人々」などが対象となります。

※ （ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。

※ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

【ご案内】

本コースの対象となる労働者を雇い入れ、訓練＋賃上げを実施した場合に、本コースの1.5倍の助成額を支給する「成長分野等人材確保・育成コース」があります。対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、パンフレットをご覧ください。



パンフレットはこちらからご確認ください →

▶ その他の助成金制度

雇用関係助成金検索ツール



パンフレット 「雇用・労働分野の助成金のご案内」



< 簡易版 >



< 詳細版 >